

## 傍 聴 人 心 得

- 1 傍聴証を左胸に付けてください。  
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に委員会室に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 傍聴席では、次の事項を守ってください。
  - (1) みだりに席を離れないこと。
  - (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合は、この限りでない。
  - (3) 携帯電話（スマートフォン等を含む。）については、使用できないよう電源を切ること。
  - (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
  - (5) 委員会室における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
  - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (8) 写真等を撮影し、又は録音しないこと。
  - (9) その他議事を妨害するような行為をしないこと。
- 4 一般の傍聴者については、パソコン（タブレット端末等を含む。）の使用は認められていません。

これらの事項を守らない場合、又は委員長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。